

第2回 新市の事務所の位置等検討小委員会

と き：平成15年10月15日(水)

午後7時～

ところ：築館町ふるさとセンター

2階 農事研修室

次 第

1 開 会

2 挨拶 鈴木委員長

3 案 件

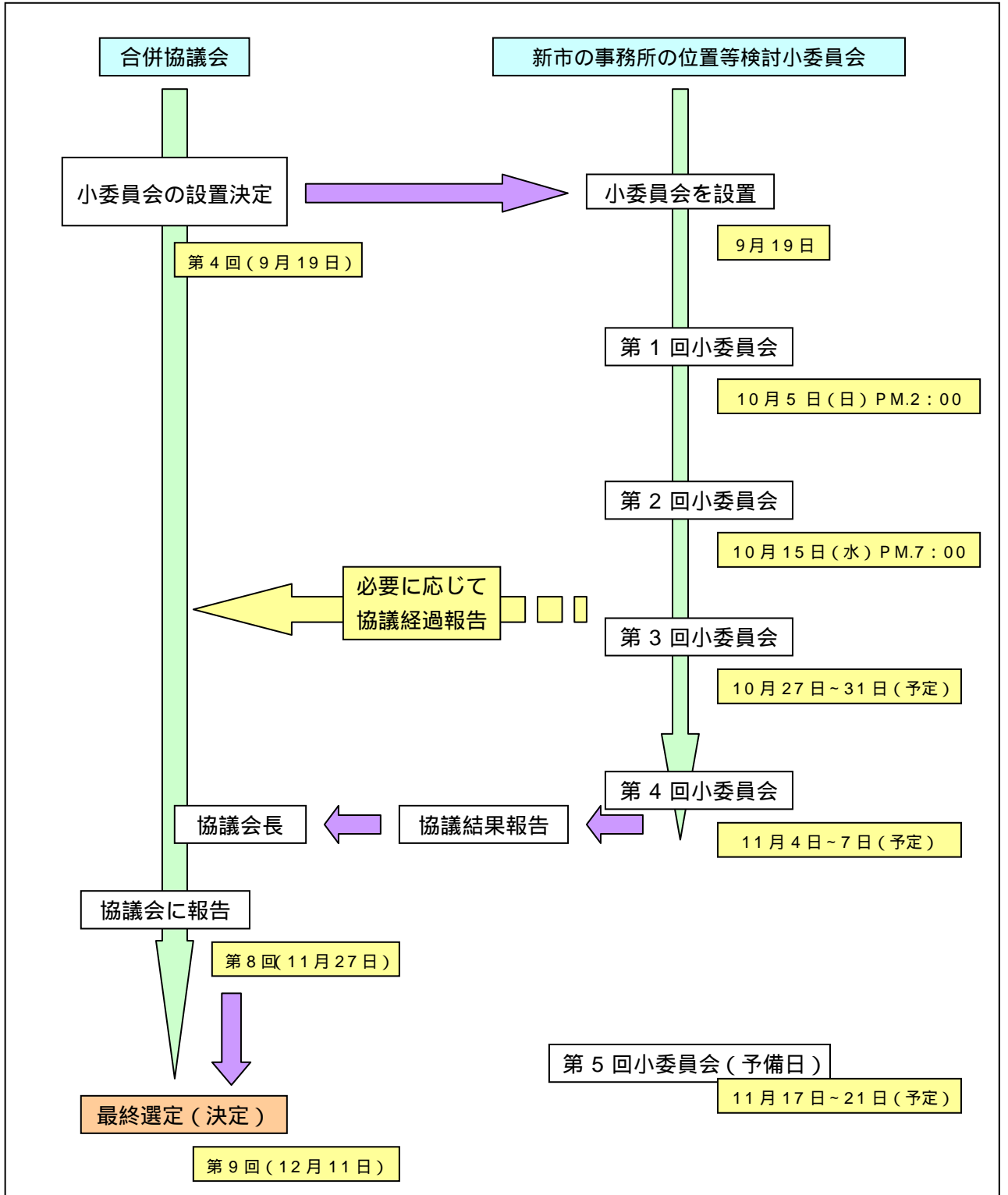
1) 新市事務所の位置検討

2) その他

4 閉 会 飯田副委員長

新市の事務所の位置等検討小委員会スケジュール

平成 15 年 10 月 15 日現在



若柳町議会議員選挙.....告示日 / 11 月 11 日・選挙日 / 11 月 16 日

新市の事務所の位置等検討小委員会

第2回 / 討議資料

栗原地域合併協議会

庁舎建設に関する資料

通常の場合

- ・地方自治体の庁舎の建設事業は、一般単独事業起債対象事業として地方債の許可（市町村75%）がなされる。
- ・総務省の地方債査定基準によって庁舎の規模が査定されるが、建築計画上実情に合わないところが多く、近辺の市町村庁舎の実体を比較して庁舎面積が決められることも少なくなく、起債面積の1.5倍から2.0倍程度となることもある。

合併特例債の場合

- ・充当率95%、基準財政需要額への算入率70%であるが、標準面積や標準単価等は一般単独事業者と同じ扱いとなる。

新庁舎建設に係る起債の基準等

起債等	平成15年度の総務省地方債課長通知において、合併特例債事業により庁舎を整備する場合の対象事業費は、一般単独事業債の一般事業と同様の取扱いとすることが明確にされた。よって、留意事項、標準面積等が合併特例債事業においても該当するものとされている。
留意事項	他の公共施設の整備の状況、用地確保の状況、財政計画の確実な見通し及び事業の緊急度等を十分勘案の上、厳選して対象とするものであること 庁舎の標準面積及び標準単価に基づき査定した額に、付帯施設及び外溝等工事費に係る額を加算した額の範囲内とすること (付帯施設及び外構等工事費は、適正必要額を対象とする。)
標準面積	事務室の面積 = 4.5 m ² × 換算職員数 (役職ごとの換算率を乗じて得た数)
標準単価	1 m ² 当たりの標準単価 鉄筋コンクリート造4階建て以下 165,700円 鉄筋コンクリート造5・6階建て 177,600円 鉄筋コンクリート造7階建て以上 200,500円
政府資金	建設事業に対して政府資金を充当する場合には、原則として30億円を限度とする。
用地取得費	原則として対象外

庁舎建設の例

	千葉県茂原市	静岡県掛川市	茨城県守谷町	東京都あきるの市
延べ床面積 (m ²)	16,095	16,135	10,713	14,070
工事費 (万円)	691,600	613,500	360,080	600,000
単価 (万円 / m ²)	42.97	38.02	33.6	42.8
上階数	10	6	-	7
竣工日	1996年4月	1996年3月	1990年11月	2001年5月
対象人口	93,779	80,758	51,050	約77,000

東京都あきる野市の例

建設費 ; 65.28百万円 (本体60億円、備品2.6億円、委託費1.8億円、仮設費0.88億円)
財源 ; 一般財源 = 6.1億円、積立金 = 20億円、起債 = 39.18億円
5階までの10,000 m ² を職員(600人)で割ると、一人当たり16 m ² の面積となる。

古川合同庁舎建設概要（H10年建設）

1. 敷地

所在地名 古川市季埜字神田 227

敷地面積 30,985 m²

2. 構造・規模

庁舎棟 地上 6 階・塔屋 2 階 鉄骨鉄筋コンクリート造

建築面積 4,627 m²

延床面積 12,708 m²

付属棟 地上 1 階一部 2 階建 鉄骨造

建築面積 2,647 m²

建設工事費 7.5 億円（建物 5.9 億円……46.43 万円 / m²）

（土地 2.6 億円）

3. 駐車場

来庁者用…………… 282 台（屋外）身体障害者用 6 台含む

大型バス用…………… 2 台（屋外）

公用車用（大型）…… 10 台（屋外）

公用車用（小型）…… 110 台（屋内）

職員用…………… 154 台（屋外）

合計 558 台（屋内 120 台、屋外 438 台）

4. 入庁機関及び職員数

(1) 入庁機関 8 事務所（農業改良普及センター、家畜保健衛生所含む）

現在の機関がそのまま入庁した。

(2) 職員数

465 人（平成 10 年 4 月 1 日現在 / 非常勤、団体職員含む）

5. 主な特色

(1) 県民に親しまれ、地域に開かれた庁舎として整備した。

・単なる事務庁舎としての箱形の建物ではなく、地域のシンボルとなるようデザインした。

・庁舎の中心にアトリウムを設け、明るく開かれた庁舎をイメージし、広い空間を確保することにより、地域住民のコミュニティ広場、憩いの広場となるよう整備した。

(2) 地域の防災拠点として、耐震性に十分配慮した。

・建物の損壊を防ぎ、人命を守る他、災害時においても防災拠点としての機能を維持するため、耐震設計を現行基準の 1.25 倍とした。

議員定数 60 人とした場合の節減額

議員人件費節減額 年額

町 村 名	議長報酬月額 円	副議長報酬月額 円	議員報酬月額 円	現議員定数 人	報酬総額年額 千円
築館町	292,000	241,000	228,000	18	66,896
若柳町	292,000	241,000	228,000	18	66,896
栗駒町	292,000	241,000	228,000	18	66,896
高清水町	260,000	217,000	200,000	14	46,032
一迫町	282,000	236,000	224,000	16	58,464
瀬峰町	260,000	217,000	200,000	16	52,432
鶯沢町	260,000	217,000	200,000	12	39,632
金成町	280,000	234,000	222,000	16	57,952
志波姫町	280,000	234,000	222,000	14	50,848
花山村	246,000	209,000	190,000	10	31,600
10 町村計	-	-	-	152	537,648
新 市	498,800	441,500	411,800	60	397,195
節減額年額					140,453

注：報酬年額は、期末手当を考慮して 16 ヶ月分とする。
新市の報酬月額、人口 8 万人の市の標準的な月額とする。

【職員数】

総務省「類似団体別職員数の状況」に示されている新市の類似団体職員数に基づき、各類型に該当する全国市・町村の普通会計部門別職員数の単純平均値を圏域の人口に比例させて換算した数値まで、職員を削減することができるものと仮定する。

類似団体は、全国 25 市(岩手県北上市、山形県米沢市、栃木県栃木市、千葉県成田市など)とした。

新市職員数 (平成 12 年度給与実態調査・普通会計職員)： 689 人

10 町村職員数 (平成 13 年度給与実態調査・普通会計職員)： 1,048 人

町村職員数 (平成 13 年度)

(人)

町 村 名	総職員数	職員区分別				会計区分別			
		一般職員		教育公務員	臨時職員	普通会計		企業会計	其他会計
		うち労務職				一般行政	特別行政		
築館町	351	334	16	9	8	119	42	8	182
若柳町	275	266	19	9		100	44	9	122
栗駒町	268	251	31	13	4	130	49	7	82
高清水町	76	74	2	2		51	10	2	13
一迫町	131	109	2	10	12	87	28	4	12
瀬峰町	98	94	9	4		60	17	3	18
鶯沢町	80	75	7	4	1	52	13	1	14
金成町	121	116	7	5		87	20	5	9
志波姫町	102	94	13	8		69	28	1	4
花山村	57	54	4	3		34	8	1	14
10 町村計	1,559	1,467	110	67	25	789	259	41	470
普通会計職員合計						1,048			

注：職員数は、平成 13 年度給与実態調査によるもの。新市職員数は、平成 13 年度類似団体職員数が確定していないため、平成 12 年度の類似団体職員数を採用した。

人件費(職員給料)節減額

平成 13 年度給与実態調査による

全職員数の平均給料月額、10 町村平均 : 316,210 円

上記を年額にすると(16ヶ月分) : 5,059,360 円……………

10町村職員数 (平成 13 年度給与実態調査・普通会計職員) : 1,048 人

新市職員数 (平成 12 年度給与実態調査・普通会計職員) : 689 人

普通会計職員削減数 : 359 人とした場合……………

普通会計職員人件費節減額の総額 (× =) 1,816,310 千円

【参考資料】

定年退職(予定)者数

(人)

町村名	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
築館町	3	9	4	2	2	9	10	5	16	7	26	15	11
若柳町	4	4	4	2	6	10	11	14	12	9	14	14	12
栗駒町	5	5	7	9	2	6	16	13	10	8	8	7	11
高清水町			4	1		1	3	2		3	7	3	6
一迫町		2	4		5	8	5	5	6	3	3	3	2
瀬峰町	3	1	2	1	3	4	4	2	1	3		3	1
鶯沢町	4	4	3	2	1	1	2	5	4	2	1	1	1
金成町	2	3	3	4	1	8	7	6	2	5	3	6	4
志波姫町	3	1	1	1	1	3	2	7	3	5	3	5	6
花山村	2	1	1		1	5	2	4	1		4	3	3
10町村計	26	30	33	22	22	55	62	63	55	45	69	60	57
広域行政 事務組合	1	2		1	3	5	9	7	14	15	17	13	13
衛生処理 組合				1		2		1	1	1	1		
医療組合	2	1			2	3	2	2	6		10	4	7
圏域合計	29	33	33	24	27	65	73	73	76	61	97	77	77

【農業委員】

原則として農業委員会は1自治体に1つとされているが、市町村面積が24,000ha以上(栗原地域面積 80,638ha)、または農地面積が7,000ha(栗原圏域 19,236ha)以上のいずれかの要件を満たしたときは、当該市町村の区域を2以上に分けて、その各区域に農業委員会を置くことができるとされている。

また、新設合併の場合は、合併後1年を越えない範囲の期間は、定数を80人を超えない範囲で、合併後2年目の定数は40人以下とすることができる。とされている。

これにより、新市に設置する農業委員会の定数を、合併後1年目は80人、2年目の定数は40人と仮定する。

栗原地域の市町村面積および農地面積は、「国土利用現況調査」宮城県(平成12年)による

10 町村の農業委員(平成 14 年度):142 人